

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

平成30年4月23日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

馬事公苑界わい等サインデザイン及び実施設計業務委託

(2) 目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において使用される馬事公苑界わい及び大蔵運動場周辺案内や誘導経路を、来街者がわかりやすく、気持ちよく、楽しく利用するためのサインデザイン及び実施設計を行う。

(3) 業務内容

平成29年度に策定した「馬事公苑界わいサイン整備計画・大蔵運動場周辺サイン整備計画」（以下、整備計画を参照）に基づき、馬事公苑界わい及び大蔵運動場周辺に相応しいサインをデザインするとともに、平成31年度のサイン設置工事に向けた実施設計を行うものである。

（整備計画：<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/130/1302/d00159335.html>）

(4) 委託期間

契約の日から平成31年1月31日（木）まで

ただし、平成30年8月31日（金）までにサイン設置工事費及び板面作成費の概算金額を算出し提出すること。

(5) 対象範囲

a：最寄りの鉄道駅5駅を基点とした馬事公苑界わい（別紙1「案内図1」参照）

b：最寄りのバス停留所を基点とした大蔵運動場周辺地区（別紙2「案内図2」参照）

（「整備計画」配置計画案参照）

(6) 業務委託内容

① サインデザイン業務

ア) サインのデザイン案作成及び仕様書作成等

イ) 馬事公苑界わい・大蔵運動場界周辺の基本デザイン案作成

1) 馬事公苑・大蔵運動場共通

・案内サイン1、案内サイン2、誘導サイン

2) 馬事公苑のみ

・路面サイン※1、拠点サイン※2

道路通称名サイン補助板（H150×W500程度）

3) 上記1) 2) のデザイン各3案検討

なお、基本デザインの著作権は世田谷区に帰属し、本業務完了後に区が対象範囲内において、サインを設置・改修する際のデザインの使用を妨げないこととする。

※1 路面サインのデザイン等について

今回のサイン整備は、「うままちプロジェクト」としてクラウドファンディングの対象とする予定である。特に路面サインについては、「蹄鉄」を埋め込んだ平板ブロックとし、寄附者の名前を平板に刻むこととしている（別紙3「予算プレス発表資料」参照）。これを前提としたデザインを行う。予定数量につ

いては以下のとおり。

寄附者名入り平板ブロック・・・800枚

寄附者名ナシ平板ブロック・・・100枚

なお、寄附者名は、1枚に1名～5名程度刻むことを想定しデザインするとともに、納期までに寄附者名800枚分のレイアウトを作成、寄附者名データは委託者より支給する。

※2 拠点サインについて

けやき広場に設置する拠点サイン（1基）については、馬事公苑と最寄り駅の地域を繋げる拠点サインとしてデザインする。

ii) サインの表記内容検討及び仕様書作成

iii) 庁内検討会議への出席、資料作成及び会議録作成 5回程度

《配慮事項》

- ・デザインは「整備計画」を踏まえるとともに、更なる魅力の訴求やイメージアップが発信できるようなアイデアが盛り込まれているデザインを作成するものとする。
なお、背後からの美観にも配慮すること。
- ・各サインの位置および表記内容を踏まえ、統一性のある誘導・案内を行うこと。
- ・サイン本体および表示部の形状・寸法・材質・色彩等は、見つけやすさ・読みやすさを重視し、かつ対象範囲の地域特性を踏まえ景観との調和に配慮すること。
- ・表示の書体・寸法・色彩・コントラスト等は、読みやすく、理解しやすい表現であること。
- ・サイン本体及び表示部ともに、堅固かつメンテナンスが容易な仕様とすること。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者・障害者、外国人等、多様な利用者に配慮すること。
- ・先進事例を参考にし、地域の特性を踏まえた効果的な手法を検討すること。
- ・道路占用許可基準その他の法令を遵守すること。

② サイン実施設計業務

ア) ①ア) i) の新規設置サインを製作、設置するための実施設計図書作成

- ・実施設計図の作成（東京都土木工事標準仕様書及び世田谷区土木工事標準仕様書に則る。）
- ・工事に係る特記仕様書の作成
- ・内訳書の作成
- ・工事経費概算書の作成
- ・各種計算書の作成
- ・工事工程表の作成

※上記成果物を報告書として提出する。

イ) 担当者との打合せ、道路・交通管理者協議への出席及び打合せ議事録の作成

4. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成20年度以降に、東京都内若しくは東京近郊の政令指定都市の「サイン計画、公共サインの整備計画策定業務」及び「サイン計画、公共サインの実施設計業務」を官公庁から受託した実績を、それぞれにつき1件以上有すること。
※確認のため、参加表明書を提出する際に、官公庁との契約書の写しを添付すること

5. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 技術者実績等（技術者資格、実務実績、担当効果）
- (3) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (4) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫等）
- (5) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性、担当効果）
- (6) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (7) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

7. 手続き等

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課 大谷、水野

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-2-1-27

TEL: 03-5432-2039 FAX: 03-5432-3084

E-mail: SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

8. 説明書の配付

- (1) 配付期間 平成30年4月23日（月）から平成30年5月7日（月）
※土・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時
（正午から午後1時を除く）
- (2) 配付場所・方法 ①都市デザイン課、窓口
②世田谷区ホームページ（以下）よりダウンロード

トップページ	>	くらしのガイド	>	住まいまちづくり交通
都市デザイン	>	馬事公苑界わいのまちの魅力向上構想		

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成30年4月23日（月）から平成30年5月7日（月）
午後5時必着
- (2) 提出先・方法 都市デザイン課に持参、又は同課宛に郵送
（Eメール及びファクシミリ可）
※メールアドレス 【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
※Fax 03-5432-3084

10. 質疑及び回答（企画提案書に係る質問について）

- (1) 期 限：平成30年5月14日（月）午後5時必着

- (2) 提出先：都市デザイン課
※メールアドレス 【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】
- (3) 提出方法：質問は、Eメール送付により行うものとする。文書には『馬事公苑界わい等サインデザイン及び実施設計業務委託』に関する質問』と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。なお、電話での質問には応じない。
- (4) 回答方法：回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、Eメールにより行う。
- (5) 回答予定日：平成30年5月17日（木）

1 1. 提案書等の提出

- (1) 提出期間
平成30年5月10日（木）から平成30年6月6日（水）午後5時必着
- (2) 提出先、方法
都市デザイン課宛に持参または郵送
(宅配便、書留等、送達確認できるものに限る)

1 2. その他

- (1) 事業費用限度額：本業務委託費の上限金額を説明書に明示する
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金：免除
- (4) 契約書作成の要否：要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (6) 契約等について
 - ・ 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
 - ・ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (7) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
参加表明書及び提案書の作成、提出及びヒアリング等に関わる費用は、参加者の負担とする。
- (8) 記載内容の変更について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 提案者の失格について
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
 - ・ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

別紙2 「案内図2」

